

県施設における障害者減免措置の拡充について

2017年3月1日

平成29年4月1日より、障害者減免が下記のとおりとなります

今年度より、兵庫県の方針により県立施設における障害者の利用にかかる減免率の拡充を実施します。
内容につきましては、以下のとおりとなっております

〈内容〉

(1) 個人利用

介護者が利用する場合の観覧料及び施設使用料を、障害者基本法第2条第1号に規定する者1人につき、その介護者1人については無料とする。(現行50%減免)

(2) 団体(専用)利用

障害者が団体(専用)利用する場合の観覧料及び施設使用料にかかる減免率を、75%に拡充する。

区 分		現 行	改正後
個人	障害者	50%減免	(現行どおり)
	介護者	50%減免	100%減免(無料)
団体(専用)利用		50%減免	75%減免

兵庫県立但馬牧場公園

施設利用料(H29.4.1~)

	一般		障害者	
	共同利用	大人	150円	大人
小人		70円	小人	30円
		介護者	無料	
専用利用	9時~12時	3,800円	9時~12時	950円
	13時~17時	5,000円	13時~17時	1,250円
	9時~17時	8,800円	9時~17時	2,200円

※別途、材料費はかかります。

※障害者1名につき、介護者1名を減免(無料)します。

※専用利用は障害者が過半数以上で減免制度が適用されます。(介護者は構成員に含めない)

※共同利用料金の合計が専用利用料金を超えた場合、専用利用料金に切り替えます。

▼料金の計算方法 (材料費+加工室利用料=請求金額)

(例) うどん打ち体験で、障害者大人2名、介護者2名、大人1名で、材料5人分の場合の料金

材料費		加工室利用料金		請求額
300円×5名=1,500円	+	障害者大人 70円×2名=140円	=	1,790円
		介護者2名 =無料		
		一般大人 150円×1名=150円		
計 1,500円		小計 290円		

